

# お知らせ

## 第 25 期当別町農業委員を募集します

### ■ 業務内容

- ①農地の権利移動等の申請許可、決定等の審査のため現地確認や、毎月開催する農業委員会総会に出席
- ②遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地集積の推進、新規就農支援のための活動、指針等の作成
- ③農地中間管理機構との連携

### ■ 任期・募集人数・報酬

**任期** 令和 5 年 7 月 20 日～令和 8 年 7 月 19 日

**人数** 16 名 **報酬** 月額 4 万円

### ■ 推薦を受ける者および応募する者の資格

農業への識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項などの職務を適切に行うことができる町内に住所を有する者（町内で営農する者）

次のいずれかに該当する者は、委員となることができません。

- ①当別町の執行機関の委員
- ②当別町職員
- ③破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

### ■ 推薦方法

推薦方法は、次のとおりです。

- ①町内全域または地区からの推薦（3人以上の連名）
- ②農業者が組織する団体等からの推薦
- ③個人からの応募

### ■ 応募方法

町ホームページまたは農務課農務係備え付けの様式に必要な事項を記載し、推薦を受ける者または応募する者の住民票（発行後3か月以内のもので、本籍及び筆頭者を記載）を添付して、持ち込みまたは郵送で「当別町役場3階 農務課農務係」まで提出してください。

**期間** 1月16日（月）～2月15日（水） ※申込み状況により、受付期間を延長する場合があります。

### ■ 申込み者等の情報公開

推薦・応募された内容は、法律の規定により町ホームページ等で公表します。

**問** 農務課農務係（☎ 23 - 3091）

広 告

広 告

広 告

## 働いている調理師の皆さんへ

調理師法では、12月31日現在の調理従事場所等を2年ごとに届け出しなければならないと定められており、今年は届け出が必要な年です。

施設規模は関係なく、調理師として調理の業務に従事している場合は届出が必要です。

**対象** 次の施設、店舗で調理の業務に従事している調理師の方

- ・ 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、そのほか多数人に飲食物を調理して提供している施設
- ・ 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業

**提出** 届出用紙またはインターネットにより届け出を行うことができます。

・ 提出用紙による届出：働いている地域の保健所へ1月15日までに届け出してください（提出用紙は最寄の保健所にて配布します）。

・ インターネットによる届出：届出入力期間は1月1日(日)～1月15日(日)です。



**問** 石狩振興局保健環境部保健行政室（☎ 011 - 383 - 2111）、石狩地域保健支所（☎ 0133 - 74 - 1142）

## 高齢者肺炎球菌予防接種を受けましょう

高齢者の肺炎で最も多く、重症化しやすいものが肺炎球菌によるものです。予防接種で発症や重症化を予防しましょう。該当する年齢の方が定期接種の対象となるのは今年度限りです。

なお、この予防接種は新型コロナウイルス感染症予防を目的とした予防接種ではありません。

**対象** これまでに一度も肺炎球菌予防接種を受けたことがない人のうち、次の①～②に該当する方。

- ① 3月31日までに65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の誕生日を迎えられる方
- ② 60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がいのある方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に身体障がい者手帳1級程度の障がいがある方。

**料金** 2,500円（生活保護世帯の方は無料）**会場** 予防接種実施医療機関（P28参照）**期限** 接種期限は、令和5年3月31日（誕生日前でも接種可能）まで。接種回数は1回です。**他** 事前に医療機関へ予約が必要です。また、入院・入所中など町外の医療機関で接種を希望される方は、事前にご連絡ください。**問** 保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎ 23 - 4044）

広 告

広 告

広 告

# お知らせ

## 目安に活用ください！町内の農地賃貸料

令和4年1月から12月までに農用地利用集積計画で賃貸借された賃借料は、次のとおりです。

金額は100円未満を切り捨てし、100円単位としています。

(10アール当たり、単位:円)

賃貸借された地区	区分	平均額	最高額	最低額	筆数
青山・弁華別・茂平沢・六軒町・中小屋・金沢・樺戸町・若葉・上当別・下川町・本町市街地	田	14,400	18,500	5,000	127
	畑	7,200	8,000	6,000	6
東裏・蕨岱・対雁・川下・当別太・獅子内・ビトエ・高岡・太美市街地	田	16,600	18,500	8,000	129
	畑	6,700	17,500	4,000	22
当別町の平均額	田	15,500	18,500	5,000	256
	畑	6,800	17,500	4,000	28

**問** 農業委員会事務局（役場第二庁舎内・☎23 - 3279）

## 入札参加資格審査申請書を受け付けます

令和5・6年度の工事・設計委託・物品・業務委託などの入札参加資格審査申請を受付します。

### ■ 申請方法

①持参 役場2階 小会議室 1月30日（月）～2月17日（金）9時～11時30分、13時～16時 ※土・日曜日は除く。

②郵送 役場財政課管財係（白樺町58番地9）  
1月16日（月）～2月10日（金）着分 ※「入札参加資格審査申請書在中」と表記してください。

### ■ 申請用紙・添付書類

#### 【建設工事、設計委託等】

北海道土木協会（札幌市中央区北3条西7丁目1番地 緑苑ビル）で販売。

#### 【物品購入、業務委託等】

役場財政課窓口にて備え付けます（町HPからダウンロードできます）。

添付書類：納税証明書の写し（必要部分は法人、個人、町内事業者により異なります）等の必要書類。また、審査結果通知送付用の封筒に宛先を記入し、84円切手を貼付してください。

**問** 財政課管財係（☎23 - 2331）

広 告

広 告

広 告

## 児童一人当たり5万円を支給します

町独自で、原油価格・物価高騰による子育て世帯の負担軽減を目的として、中学3年生以下の児童を養育するすべての家庭へ児童1人当たり5万円を現金支給します。対象となる方で、通知が届いていない方は下記連絡先まで問合せください。

**対象** 中学3年生以下の児童を養育する保護者。

**要件** 令和5年1月31日時点で、児童の住所が当別町にあること。**申請** 児童手当を職場から受給している方や所得制限等により児童手当を受給していない方は申請が必要。**期限** 1月31日（火）必着 **問** 保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎23 - 3019）

## 国保税口座振替納付済確認通知書について

国民健康保険税の納付に口座振替をご利用の方に、令和4年1月から12月までに口座振替で納付された金額を記載した「町税口座振替納付済確認通知書」を送付します。納付額の確認等にご利用ください。また、次年度以降（令和5年1月振替分から）は、町道民税、固定資産税と同様に国民健康保険税も通知書を送付しませんので、納付額は通帳等でご確認ください。

**問** 税務課納税係（☎23 - 2341）

## 管理栄養士を募集します

**内容** 乳幼児健診、離乳食教室等 **期間** 令和5年4月1日～令和6年3月31日のうち月1～2回程度  
**時間** 半日 **場所** ゆとろ他 **人数** 若干名 **報酬** 1回5,000円 **応募** 履歴書、本人の住民票、管理栄養士の免許証の写し **締切** 2月3日（金） **問** 保健福祉課健康推進係（☎23 - 4044）

## 泥炭土を配付します

札幌河川事務所が進めている豊平川掘削工事で発生した泥炭土を、ご希望の農家の方へ配布します。

**期間** 令和5年5月～10月、令和6年5月～10月

**対象** 町在住の農家の方 **条件** ①10tダンプで搬入可能な場所（運搬・荷降ろしまでは無料）。②荷降ろし後の土の移動、敷均し作業等は受入者負担です。③町内での利用に限ります。④数量は1ヵ所200立方メートル（10tダンプ約29台分）以上とします。⑤配布した土の返却はできません。

**申込** 農務課に備え付けのものか町HPにある申込書に必要事項を記入し、郵送、FAX、農務課へ持参ください。**期限** 2月15日（水） **問** 農務課耕地係（☎23 - 3096/FAX23 - 3206）

広 告

広 告

広 告